⑥ 基本計画の見直しについて【令和4年1月】

基本計画を見直す理由
（1）庄原市総合教育会議において子供たちの教育環境を整えていくことを基本とし、しっかりと時間をかけて協議することが必要であると意見がまとめられたこと。
（2）庄原市議会から附帯決議がされていること。
（3）基本計画策定後、子供たちを取り巻く教育環境に変化が出ていること。
（4）協議を深めていく必要、実態を変えていく必要があること。

基本計画の見直しについて
（1）基本的な考え方について
学校の実態や教育環境を十分検討しつつ、保護者及び地域と、より一層協議を重ねていく。
（2）小学校について
①第１グループの粟田小学校を含め、第２グループ対象校の統合時期は延期し、複式学級の編制状況及び児童数の推移やこれからの児童に求められる資質・能力などのことを踏まえ、統合について協議を行う。
②統合決定にあたっては、従前どおり保護者及び地域の理解を得ることとする。
③統合への理解が得られない状況においては、次に該当する場合、保護者及び地域と統合について協議を行う。
ア　保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。
イ　複式学級編制（第１・２学年８人以内、第３・４学年16人以内、第５・６学年16人以内）の状況が見込まれる場合。
なお、ア、イに該当しない場合でも、児童数の減少傾向がみられる場合は、再度統合の検討を提案する。
（3）中学校について
①令和９年４月の統合は実施せず、統合の時期を定めないこととする。
②令和９年４月以降の計画については、保護者及び地域と統合について協議のうえ、方針を決定することとする。
③令和９年４月までの間で、次に該当する場合は、保護者及び地域と統合について協議を行う。
ア　保護者及び地域から統合の検討について、意見・要望があった場合。
イ　複式学級編制基準（２学年で８人以内）の生徒数が見込まれる場合。
ウ　統合校の組み合わせについても検討する意見が出た場合。



	小学校		中学校	
地域	現在の学校	統合後の学校	現在の学校	統合後の学校
庄原	庄原小学校	庄原小学校	庄原中学校	庄原中学校
	永末小学校			
	高小学校			
	板橋小学校	板橋小学校		
	東小学校	東小学校		
	山内小学校			
比和	比和小学校	比和小学校	比和中学校	
総領	総領小学校	総領小学校	総領中学校	
西城	西城小学校	西城小学校	西城中学校	西城中学校
東城	小奴可小学校	東城小学校	東城中学校	東城中学校
	東城小学校			
口和	口和小学校	口和小学校	口和中学校	口和中学校
高野	高野小学校	高野小学校	高野中学校	

【お問い合わせ先】
庄原市教育委員会　教育部 教育総務課 学校管理係
〒727-8501　広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL：0824-73-1186　FAX：0824-73-1254
令和８年5月作成

資料　4

～次代を担う子供たちが輝く教育の実現に向けて～
庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画【令和８年度概要版】



計画の目的

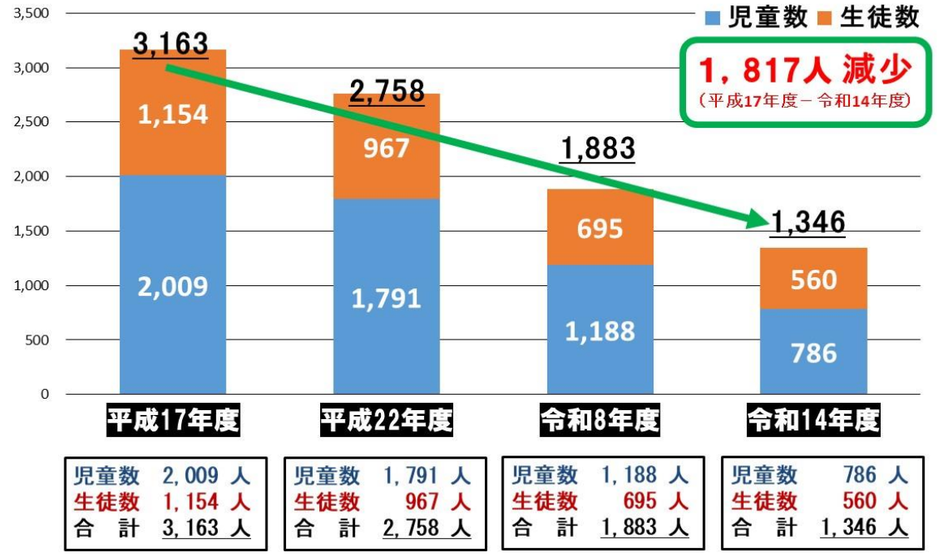
少子化に伴い、小中学校の小規模化が進行する中、将来にわたって義務教育の教育水準の維持・向上を図り、子供たち一人一人の「生き抜く力」を育てることができる、よりよい教育環境を提供することを目的とします。

経緯

平成27年１月	「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省）
平成28年５月	「庄原市学校適正配置検討委員会」設置
平成28年12月	「庄原市学校適正配置検討委員会」提言
平成30年１月	「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」策定
令和３年６月	「庄原市総合教育会議」での市長提案
令和３年９月	庄原市議会からの「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」に対する付帯決議
令和４年１月	「庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画」見直し

① 庄原市児童生徒数の推移

令和８年5月１日現在の児童生徒数は、1,883人です。平成17年度の合併時の、3,163人から1,280人減少しています。また、令和7年度に生まれた子供たちが小学校１年生になる令和14年度の児童生徒数は、1,346人となり、合併時と比較すると1,817人減少する見込みです。



② 学校規模の現状と推計

市内の小学校１３校、中学校７校を学校適正規模の基準により、学校規模別に分類すると、次の表のとおりとなります。

※ 令和8年５月１日現在、令和14年度以降は住民基本台帳人口（令和8年３月31日）による推計。

小学校

年度	小規模 1～3学級 学校名	児童数	学級数	小規模 4～5学級 学校名	児童数	学級数	小規模 6～11学級 学校名	児童数	学級数	標準規模 12～18学級 学校名	児童数	学級数
令和8年度	小奴可小	24	(3)	高　小	42	(4)	永末小	89	6	庄原小	289	11
	比和小	25	(3)	山内小	60	(5)	板橋小	139	6			
				総領小	38	(4)	東　小	147	6			
							西城小	59	6			
							東城小	162	6			
							口和小	60	6			
							高野小	54	6			
令和14年度（推計）	高小	17	(3)	永末小	41	(4)	庄原小	173	6			
	小奴可小	8	(3)	山内小	34	(4)	板橋小	128	6			
	高野小	23	(3)	西城小	44	(4)	東　小	129	6			
	比和小	13	(3)	口和小	36	(4)	東城小	115	6			
	総領小	25	(3)									

中学校

年度	小規模 1～3学級 学校名	生徒数	学級数	小規模 4～11学級 学校名	生徒数	学級数	標準規模 12～18学級 学校名	生徒数	学級数
令和8年度	西城中	45	3	庄原中	413	11			
	口和中	41	3	東城中	140	6			
	高野中	28	3						
	比和中	8	3						
	総領中	20	3						
令和14年度（推計）	西城中	22	3	庄原中	366	11			
	東城中	85	3						
	口和中	30	3						
	高野中	27	3						
	比和中	11	3						
	総領中	19	3						
令和20年度（推計）	西城中	18	3	庄原中	236	8			
	東城中	51	3						
	口和中	17	3						
	高野中	9	3						
	比和中	5	2						
	総領中	11	3						

※ 児童生徒数には特別支援学級の児童生徒数を含みます
※ 学級数には特別支援学級は含みません
　また、複式学級がある場合は（　）で表示しています



③ 小規模校の課題等

本市の小中学校における小規模校の主な課題は、次のとおりです。

●国の示す学校の基準規模（12～18学級）を大きく下回る学校が多数存在し、教育環境への影響が懸念されます。
●国からも地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討・実施していくことが求められています。
●今後も少子化・学校の小規模化の進展が見込まれる中、少子化や学校の小規模化に伴う教育上の課題を検証し、本市における適正な学校規模や配置を検討していく必要があります。
●小規模化により、教頭が担任を兼務したり、全ての教科の教員が配置されず非常勤で対応したりするなどの実態があります。
●中学校の部活動において、希望する部がなく指定学校変更をしたり、自校ではチームが組めず他校と合同で活動したりしている実態があります。



④ 学校適正規模・配置の必要性

●近年、私たちの生活は、科学や情報通信技術の発展、国際化の進展、価値観の多様化などにより大きく変貌してきました。とりわけ、ＩＣＴ機器･ＡＩの進化が生活･仕事に及ぼす影響やグローバル化の波及は膨らみ続け、これからもその変化のスピードは加速していくものと思われます。また、本市における人口減少や少子高齢化傾向にある現状がますます深刻な状況になることが予想されています。
●本市では、教育の基本理念を「ふるさとの学びを原動力として高い志を持ち続け活躍できる人材の育成」として、学校教育では、たくましく生き抜くことのできる資質・能力を身に付け、主体的に学び続ける児童生徒の育成を目指しています。
●特に、今後も児童生徒の減少が続いていく中にあっては、児童生徒が同世代間において、多様な考えに触れず、切磋琢磨する機会の減少が見込まれることもあり、知識・技能の習得はもちろんのこと、思考力・判断力・表現力などの育成をはじめ、社会性やコミュニケーション能力、情報活用力や新たな価値の創造力など、10年後、20年後を見据えた生きる力を着実に培うことが肝要です。
●これからの社会や学校状況、児童生徒に付ける力、あるいは将来の姿などを鑑み、児童生徒にとっての学校教育はどうあるべきかを考えたとき、学校の適正規模・配置を行い、教育環境の充実に努める必要があります。

⑤ 学校適正規模・配置に関する基本的な考え方

（１）適正規模について

小・中学校とも１学級あたりの児童生徒数は20人以上で、１学年の学級数は２学級以上が望ましいとします。 なお、本市の実情を考慮した場合、１学年１学級の規模でもやむを得ないとします。

（２）適正配置について

小学校は、児童の通学への影響を考慮しながら適正規模を確保するため、旧市町の区域内において学校の再編をし、特に単式学級編制につながる配置を行います。
中学校は、既に旧市町の区域内に１校の配置となっていますが、適正規模を確保するため、旧市町の区域を越えた学校の再編を行います。

①通学距離について
　小・中学校ともに４km以上を遠距離通学とし、適切な方法による通学支援を検討します。
②通学時間について
　小・中学校ともに概ね１時間以内となるよう、適切な方法による通学支援を検討します。
③通学区域について
　学校の再編による通学区域の変更は当面行いません。ただし、通学時間などの通学実情を考慮する場合を除きます。
④指定学校変更・区域外就学について
　規則により各小中学校の通学区域を定めていますが、特別な事情がある場合には、「指定学校変更」または「区域外就学」により、指定された学校とは別の学校への通学を認めます。
　ただし、通学支援の対象としません。
⑤学校選択制について
　自由学区や特認校などの学校選択制は現時点では導入しません。

（３）適正配置の対象校

学校規模の適正化を図るためには、小規模校が統合の対象となりますが、複式学級や少人数学級の解消を優先します。

（４）適正配置の方法

統合先は、統合時、並びにその後予想される児童生徒数の多い学校を基本とし、施設状況なども含め、総合的に判断します。